

資料12 - 1 行政区別認定数

(平成30年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	585	245	203	27	110	東淀川	1,035	481	347	47	160
都島	818	333	310	30	145	東成	662	199	321	26	116
福島	890	283	467	18	122	生野	2,540	900	1,226	100	314
此花	3,304	1,616	1,257	55	376	旭	955	392	370	49	144
中央	435	142	193	17	83	城東	3,358	1,421	1,214	119	604
西	763	441	197	18	107	鶴見	1,241	494	396	54	297
港	1,846	858	718	31	239	阿倍野	621	207	282	29	103
大正	2,212	1,127	716	51	318	住之江	1,580	669	579	51	281
天王寺	358	159	125	18	56	住吉	1,189	490	481	46	172
浪速	832	299	411	30	92	東住吉	1,251	478	553	38	182
西淀川	7,037	3,499	2,679	139	720	平野	1,578	664	580	58	276
淀川	1,834	820	663	70	281	西成	2,935	824	1,657	70	384
						総計	39,859	17,041	15,945	1,191	5,682

資料12 - 2 認定疾病別内訳

(平成30年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	809	4,749	0	124	5,682

資料12 - 3 障害等級別内訳

(平成30年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	3	448	3,521	1,407	303	5,682

- (注) 特級 労働不能、常時介護を要する状態
 1級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級外 3級に該当しない状態
 その他 等級未決定者

資料12 - 4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療 養 手 当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,400円(通院日数4日以上14日以内)～36,700円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男 子 221,200円 ～ 366,600円 女 子 180,500円 ～ 231,900円 障害等級 特 級 基礎月額 + 介護加算(46,000円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男 子 193,500円 ～ 320,800円 女 子 157,700円 ～ 202,900円
遺 族 補 償 一 時 金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額 × 36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 673,000円(100%起因する場合)

(注) 表中の支給金額は、平成30年4月1日現在